

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年11月28日提出

大磯町長 池田 東一郎

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月14日

大磯町長 池田 東一郎

（理由）

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 損害賠償額 | 165,000円 |
| 2 | 賠償の相手方 | 個人（詳細省略） |
| 3 | 事故の概要 | 令和6年7月9日（火）午後3時30分頃、町が管理する高麗山寄附緑地（大磯地内）内の樹木1本が倒れた際、枝葉が付近に落下し、個人宅の敷地内に駐車してあった普通自動車の表面に細かい傷が生じた。 |
| 4 | 対応の経過 | 令和6年7月9日 事故発生
令和6年 月 日 示談締結 |